様式 22

保 健 福 祉 セ ン 受 付	タ ー 印	大 受	阪	市 保 付	健	所 印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長様

管理者氏名

放射線診療装置等備付届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条規定により下記の とおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所 在 地	電話 ()
備付(使用予定)日	令和 年 月 日
備付事項	1. 診療用高工ネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 3. 診療用放射線照射器具 4. 放射性同位元素装備診療機器 ⑤. 診療用粒子線照射装置
開設(変更)許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数: 3部

様式 23

保健福祉センター受付即	大 阪 市 保 健 所 受 付 印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等変更届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第11号並びに同規則第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	
医療機関名	
所 在 地	〒
771 111 72	電話()
変更予定年月日	令和 年 月 日
変更事項	1. 診療用高工ネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 3. 診療用放射線照射器具 4. 放射性同位元素装備診療機器 ⑤. 診療用粒子線照射装置
変 更 内 容	 装置、放射性同位元素に関すること 使用室に関すること 放射線従事職員に関すること 予防措置の概要に関すること
一部変更許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数: 3部

	変更前
変更概要	製作者名
(内容を具体的に)	型 式 (呼 称)
	性 能 (注1)
	使用の方法 (注2)
	変更後
	製作者名
	型 式 (呼 称)
	性 能 (注1)
	使用の方法 (注2)

[記入上の注意]

- ①変更しようとする内容を具体的かつ詳細に記入すること。
- ②変更する内容が装置に関する場合は、変更前・変更後の製作者名・型式等を記入すること。
- ③変更する内容が使用施設に関する場合は、変更後欄に使用中の装置の製作者名等を記入すること。なお、変更前・変更後の図面を添付すること。
- (注1)最大エネルギー、最大出力等を記入すること。
- (注2)線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間の当たりの使用時間数、 利用線錘方向についても記入すること。

1. 放射線診療装置等に関すること

1-1 診療用粒子線照射装置に関すること							
(呼 称)	: ()				
	製作者名						
	型式						
診療用粒子線照射装置	台数						
	粒子線の種類等		陽子線 •	重イオン約			
	製造年月						
性 能 (注1)							
使用の方法 (注2)							
照射管容器の利用線錘以 (利用線錐の放射線量の1/		則30の2-1	有	•	無		
照射終了直後の不要が 防護措置		則30の2-2	有	•	無		
放射線照射時の自動表示装	置	則30の2-3	有	•	無		
使用室出入口開放時の発 保持自動装置(インターロ		則30の2-4	有	•	無		
使 用 室			I				
1-2 放射線障害の防止	に関する予防措	計置の概要					
監視用モニター		有	•		無		
放射線照射時の自動表示装	置	有	•		無		
エックス線シミュレータの	併設	有	•		無		
放射線測定器		有	種類・名称 ・ ・ ・		無		
校正用線源		有	•		無		

⁽注1)最大エネルギー、最大出力等を記入すること。

2. 放射線診療室等に関すること

2 -	2-1 放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要						
	室	名					
	建築物の	の構造	構造	· 材	料 •	厚さ	
使	天	井					
用 室	床						
の	周	北					
防 護:	囲 の	東					
物 概	隔 壁	南					
要	等	西					
	出入り口の扉						
放射化	上物保管設備叉は(呆管廃棄設備	有	•		無	
操作	作室(操作する場所	沂)	有	•		無	
使月	用室である旨の標語		有	•		無	
画壁外側の実効線量が1mSv/週 以下となる措置		有	•		無		
放射線線障害の防止に必要な		患者あて	HII20 12	有	•	無	
	意事項の掲示	·	従事者あて	則30の13	有	•	無
管理区域を設ける場			易所		添付[図面のと	おり
管理		こおける実効線 /3月以下となる		則30の16	有	•	無
区域		標識		見1300716	有	•	無
	<u> </u>	ち入り制限措置	<u> </u>		有	•	無
	敷地内居住区域φ 250 μ Sv/3月以下		実効線量が	則30の17	有	•	無
敷地境界における実効線量が250 以下となる措置			0 μ Sv/3月	, Мідолод I.	有	•	無
入院患者(診療により被ばくする放 の実効線量が1.3mSv/3月以下となる				則30の19	有	•	無
	取扱者の被は	ずく測定用具の	名称	有 6.0	頁・名称 ガラスバッ SL線量計 ポケット総 LD		無

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等						
氏 名	職種	放射線診療に関する経歴				
年 月 日生		資格取得年月日: 免許証番号 : 第 号				
	(注) 氏名の下に生年	月日を付記すること。				

1. 添付書類

- 1)病院・診療所の全体図面
- 2) 使用室等の隣接部(上下階を含む)の平面図
- 3) 使用室の詳細図面
- 4) 遮蔽計算書
- 5) その他参考となる資料

「原子力規制委員会あて放射線同位元素・診療用粒子線照射装置使用許可申請書」の写し

- 6) 使用室にRI等規制法の許可を得た放射化物保管設備又は保管廃棄設備を備える場合は許可証の写しを添付すること。
- 2. 作成上の注意
 - 1)添付図面1、2、3に管理区域を明示すること。
 - 2) 添付図面3に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
 - 3) 該当しない欄は斜線で埋める。
 - 4) 様式サイズは、A4とする。
- 3. 開設許可番号等の記入について

病院及び非医師開設の診療所で、開設許可又は開設許可事項中一部変更許可 がある場合は記入すること。

様式 24

保健福祉センター受付印	大 阪 市 保 健 所 受 付 印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長様

管理者氏名

放射線診療装置等廃止届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第12号並びに同規則第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

	Ś	りが	な								
医	療	機	関	名							
					Ŧ						
所		在		地							
						電話	()		
廃	止	年	月	目	令和	中	三月		日		
					1. 診療	用高エネルギー放	水射線発生装置	2.	診療用放射	線照射装置	
廃	止	-	事	項	3. 診療	景用放射線照	射器具	4.	放射性同位	元素装備診	療機器
					⑤. 診療	· 所粒子線照	射装置				
					1. 医療	機関の閉鎖					
廃	止	3	理	由	〔閉:	鎖・移転・組	l織変更・その	他()]	
					2. 装置	、放射性同位	五元素のみ廃止				

届出部数: 3部

廃止した診療用粒子線照射装置に関すること 製作者名 (呼称) 形式				
(呼 称)	廃止した診療用粒子線	照射装置に関すること		
	製 作 者 名			
	形式		(呼 称)	
廃止した理由	廃止した理由			